

建災防神奈川支部ニュース

No.534 令和 2 年 4 月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部
横浜市中区太田町 2-22 番地 電話 201-8456 FAX201-7735

URL <http://kensaiboukanagawa.com/> E-mail:kensaibou@crux.ocn.ne.jp

令和 2 年度 神奈川労働局の重点施策が公表されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

令和 2 年度の重点施策

1 「働き方改革」による労働環境の整備、生産性向上の推進

- ・長時間労働の是正、一般労働条件の確保・改善対策、労働災害の発生状況に応じた労働災害の防止対策、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、総合的なハラスメント対策、労働者の健康確保対策の推進に取り組みます。
- ・最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援を行います。
- ・中小企業の「働き方改革」の取組を支援するため、労働時間の動向、人材確保の状況、取引実態等を踏まえた丁寧な対応を行います。

2 就職氷河期世代、高年齢者、障害者等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

- ・就職氷河期世代、高年齢者、障害者、若年者、女性、外国人等全ての方が活躍できる雇用環境の整備と企業の人材確保対策支援の総合的な推進に取り組みます。

<新型コロナウイルス感染症に対する支援>

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による労働問題の支援

令和 2 年 2 月 14 日から開設した「特別労働相談窓口」において、労働問題（労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等）の相談について、丁寧な対応を行う。

また、パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く方も含めて適切な労務管理が行われるよう労働法令の周知を行う。

(2) 雇用調整助成金等の周知及び迅速な支給

雇用維持の努力を一層強力に支援するため「雇用調整助成金」の特例措置、新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の規定を整備し、就業規則の作成・変更等を実施した際の助成として「働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）」について周知徹底し、支給を行う。

さらに、「働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）」「小学校休業等対応助成金・支援金」についての周知を行う。

(3) 労働者が休みやすい環境の整備、テレワーク及び時差出勤の積極的な活用の促進

パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く方も含めて、労働者が発熱等の風邪症状がみられる際や、小学校等の臨時休校等により保護者である労働者が休むことについて、休みやすい環境の整備、収入に配慮した病気休暇、特別休暇制度の整備、感染リスクを減らす観点からのテレワークや時差出勤の積極的な活用の促進を促す。

また、各種申請について、電子申請の利用を促す。

さらに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本指針」（令和2年2月25日付新型コロナウイルス感染防止対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症防止対策について周知する

(4) 労働保険料等の納付の猶予

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた事業主、売上の急減等により納付資力が著しく低下している事業主等に労働保険料、特別保険料及び一般拠出金の猶予を行う。

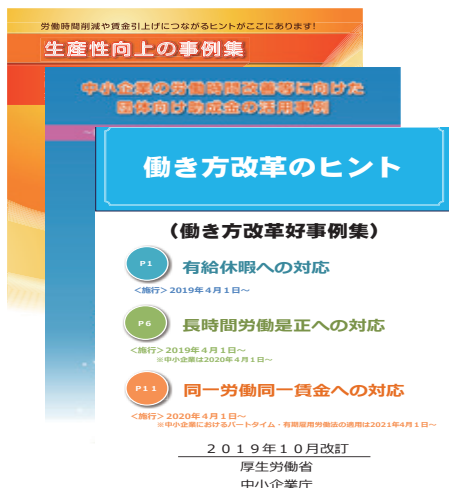
(5) 中小企業への配慮

新型コロナウイルス感染症が経済活動に影響を及ぼす中、中小企業等から、労働基準関係法令への対応に困難を伴う状況がある旨の声が寄せられていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業等に与える影響に配慮すること等を徹底する。

< 監督課関係 >

長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり

▶ 中小企業を中心とする改正労基法等の周知・支援及び長時間労働の是正



- 時間外労働の上限規制が適用となる中小企業における「働き方改革」の取組を支援する丁寧な対応を行います。
 - ・ 法令に関する知識、労務管理体制の状況を踏まえ、きめ細やかな情報を提供します。
 - ・ 労働時間の動向、人材確保の状況、取引実態等を踏まえながら、自主的な改善を促進します。
- 自動車運送事業、建設業など上限規制適用猶予業種・業務を対象に、労働時間法制度や取組事例を紹介する説明会を開催して自主的な取組を促進、支援します。
- 時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導を実施します。
- 過労死等防止対策推進法等に基づき、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発を行います。

▶ 長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けて11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」にあわせ、集中的な周知啓発を行うことにより、機運の醸成を図ります。



▶ 基本的労働条件の確立等

賃金や労働時間などの基本的な法定労働条件に関し、労働基準法等の遵守徹底を図ります。また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

▶ 最低賃金制度の適切な運営

神奈川県 lowest賃金額について、あらゆる機会を捉えて広く周知を図り、最低賃金制度の適正な運営を行います。

最低賃金の件名	最低賃金額 (時間額)	効力発生年月日
神奈川県最低賃金	1,011 円	令和元年 10月 1日



< 安全課関係 >

建設業労働災害防止協会神奈川支部及び会員の皆様には、日ごろから労働災害の防止活動に多大な御尽力を賜り、感謝申し上げます。

【労働災害発生状況】

平成31年から令和元年に改元された昨年は、神奈川労働局管内において、全業種で死亡者数（令和2年3月25日現在把握数）が24人となり、過去最低数が見込まれています。このうち建設業においては、死亡者数は10人と前年と同数となり、内訳では、事故の型別では墜落・転落6人、年代別では、50代、60代で7人となっております。

一方、死傷者数は、死傷者数（令和2年2月29日現在把握数）は、全業種で3年連続増加を続け、6,957人（前年比2.8%増）と7,000人に迫る勢いであり、このうち建設業は793人（前年比11.2%増）と大幅に増加しました。

第13次労働災害防止計画の3年目である令和2年は、「墜落・転落災害」防止の取組強化を図る必要があるほか、建設業をはじめ全業種的な課題となっている高年齢労働者の労働災害

の防止が課題となっております。

今回は、高年齢労働者の労働災害防止をテーマに御説明します。

【人生 100 年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康確保】

厚生労働省では、昨年、「人生 100 年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」を開催し、高年齢労働者の安全と健康について、幅広く検討しました。有識者会議の結果、高年齢労働者の労働災害については、以下の特徴があることが分かりました。

- ① 災害発生率（千人率）は、男女ともに、若年層と高年齢労働者で高い。
- ② 65 歳～ 69 歳の千人率を、25～29 歳と比べると、男性で約 2 倍、女性で約 5 倍。
- ③ 転倒は、高年齢になるほど災害発生率が上昇。高齢女性の災害発生率は特に高い。
- ④ 災害発生率（千人率）は、年齢が上がるにしたがって高くなり、全ての年齢層において経験期間が短いと高い。

建設業の皆様の事業場においても、当てはまることが多いのではないのでしょうか。

【ガイドラインの制定】

有識者会議による検討結果を踏まえて、厚生労働省は、令和 2 年 3 月 16 日「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」を制定しました。

このガイドラインは、高年齢労働者が安心して働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示されました。

ガイドラインでは、事業者に以下の取組を求めています。

- 1 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等高年齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育指導

また、労働者には、

- 自ら身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
 - 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等による体力の維持と生活習慣の改善に取り組む
- といった取組みが求めています。

また、令和 2 年度は、神奈川労働局・各労働基準監督署として、広くガイドラインの御説明や、中小企業による取組を支援するため新たに創設予定の高年齢者労働者安全衛生対策補助金（エイジフレンドリー補助金）（仮称）を積極的に周知してまいります。

建設業に従事する会員の皆様とともに、引き続き安全衛生活動を推進し、労働災害の防止に努めてまいりますので、本年度も何とぞよろしくお願い申し上げます。

＜ 健康課関係 ＞

1 過重労働の防止及びメンタルヘルス対策の推進

令和元年において、過労死等による死亡者が1人認められており、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないようにするため、産業医・産業保健機能の強化や、医師による面接指導の対象となる労働者の要件の拡大等に係る措置が各事業場で適切に実施されるよう、指導等を行います。

また、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策の取組が促進されるよう、労働者の心の健康の保持増進のための指針の周知・指導等を適切に行うとともに、平成28年12月に取りまとめられた『過労死等ゼロ』緊急対策に沿って、事業場及び企業本社に対するメンタルヘルス対策に係る指導を確実に実施します。

さらに、ストレスチェックについては、円滑な医師による面接指導の実施、集団的分析及び当該結果に基づく職場環境改善の実施並びに実施結果報告書の提出等を指導します。

2 熱中症予防対策の推進

熱中症については、平成30年に4名、令和元年に1名の死亡者が認められていることから、特に、死亡等重篤な災害を防止するため、令和2年度も、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施期間（5月～9月）を中心として、屋外作業や高温多湿な屋内作業場における作業において、WBGT値の測定とその結果に基づき、作業の一時中止、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置が採られるよう、周知・指導を行います。

3 腰痛予防対策の促進

腰痛による死傷者数は、業務上疾病全体の7割を超えている状況であり、あらゆる機会を捉えて、「職場における腰痛予防対策指針」の周知・指導を行います。

また、腰痛予防対策と転倒災害防止対策は、危険の見える化、予防体操など共通する部分が多いことから、腰痛予防対策の周知・指導の際には、転倒災害防止対策についても取り組むよう指導等を行うとともに、労働者に対する教育を徹底させるため、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に登載された「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」や、「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」、「ころばNIC Eかながわ体操」等について周知を図ります。

4 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

化学物質による労働災害が増加傾向であることから、引き続き、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則等の特別規則に基づく措置を徹底するとともに、特別規則対象外の物質による労働災害が多発しているため、化学物質の譲渡・提供時のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の徹底、これらに基づくリスクアセスメントの実施及び当該結果に基づく措置の徹底を図ります。なお、小規模事業場に対しては、相談窓口の設置、専門家による訪問指導・援助等支援事業の周知、利用勧奨を行います。

また、解体等を行おうとする建築物等の石綿等の使用の有無について事前調査者の要件を明確化するなど、石綿ばく露防止対策等を強化するため、石綿障害予防規則等が改正される予定であり、当該改正規則の周知を図ります。

さらに、特殊健康診断の項目の見直しに係る改正省令が令和2年7月1日から施行される予定であり、併せて周知を行います。

5 治療と仕事の両立支援の取組の促進

長期にわたる療養が必要な疾病を抱えた労働者が増加しており、当該両立支援は、「働き方改革実行計画」の中でも重要な柱とされていることから、労働者が、病気やけがの治療を続けながら働き続けることができるよう、企業・事業場内の仕組みづくりを推進するため、神奈川産業保健総合支援センターと連携して、あらゆる機会を捉え、平成31年3月に改訂された「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を行います。また、治療と仕事の両立支援に取り組む事業者に対する助成金制度について、その周知、利用勧奨を行います。

令和2年度 神奈川県労働局 幹部職員人事異動名簿

令和2年4月1日付け

官 職	氏 名	旧 官 職
労働局長	園田 宝	本省労働基準局労災保険業務課長
総務部長	藤原 毅	(異動なし)
総務部総務課長	滝沢 勉	藤沢安定所長
総務部労働保険徴収課長	大滝 信	局総務課 課長補佐
雇用環境均等部長	吉永佳代	千葉局 雇用環境・均等室長
雇用環境均等部企画課長	安部昭彦	局健康課長
雇用環境均等部指導課長	小沼みち子	横浜南署 副署長
労働基準部長	井上 健	中労委 調整一課行政執行法人室長
労働基準部監督課長	細貝浩之	(異動なし)
労働基準部安全課長	石井 登	(異動なし)
労働基準部健康課長	重河順一	産業保健センター副所長
労働基準部監督課貸金室長	大屋季之	横浜西署長
労働基準部労災補償課長	小川明紀	(異動なし)
横浜南署長	河野治子	局企画課長
副署長	新名早苗	川崎南署 副署長
副署長	山田律子	局労災補償課 医療監査官
鶴見署長	前田比三典	(異動なし)
副署長	長瀬徹也	局監督課 特別司法監督官
川崎南署長	鹿島俊樹	(異動なし)
副署長	奥間隆之	局安全課 課長補佐
川崎北署長	松本進吾	相模原署 副署長
副署長	阿部幸伸	局労災補償課 訟務官
横須賀署長	下川眞徳	局監督課 監察官
横浜北署長	黒沢 武	局指導課長
副署長	木目田明	局安全課 安全専門官
副署長	磯川克彦	(異動なし)
平塚署長	平本賢一	局総務課 課長補佐
藤沢署長	黒沢淳一	横浜南署 副署長
副署長	塚田和男	(異動なし)
小田原署長	畑野 俊	局労災補償課 審査官
厚木署長	湯川和彦	横須賀署長
副署長	小山珠美	局健康課 課長補佐
副署長	橋本恵美	(異動なし)
相模原署長	吉田光幸	鶴見署 副署長
副署長	野々部敦	局健康課 衛生専門官
横浜西署長	山崎嘉之	川崎北署 副署長
副署長	木村隆志	局労災補償課 審査官

☆令和元年 建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川県労働局（令和2年2月末日現在）

署年	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
2年	83	22	51	73	65	111	57	57	52	66	61	95	793
		(1)		(1)		(1)		(1)	(1)	(3)		(2)	(10)
前年	85	21	52	60	57	97	53	64	28	65	64	67	713
			(2)			(2)		(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(10)

(注) 1 労働者死傷病報告による。 2 ()内は、死亡者数で内数である。

☆令和元年 死亡災害発生状況☆

神奈川県労働局（令和2年2月末日現在）

	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (平成31年・令和元年)	前年同期 (平成30年)	前々年同期 (平成29年)	平成30年 (確定値)	平成29年 (確定値)	平成28年 (確定値)
製造業	2	6	6	6	6	3
建設業	10 (1)	10 (1)	6 (1)	10 (1)	6 (1)	9 (1)
交通運輸業	1	1		1		2
陸上貨物運送事業	2 (1)	1	4 (1)	2	5 (1)	2 (1)
港湾荷役業	1 (1)	1		1		1
商業	1 (1)	4 (2)	3	4 (2)	3	3 (1)
清掃・と畜業	3 (1)	5 (1)	4	5 (1)	4	2
その他	4 (1)	5 (1)	6 (2)	5 (1)	6 (2)	6 (1)
合計	24 (6)	33 (5)	29 (4)	34 (5)	30 (4)	28 (4)

(注)：死亡災害把握数は、欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数です。
()は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

☆令和2年 建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川県労働局（令和2年2月末日現在）

署年	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
2年	6	0	6	7	7	8	4	5	5	5	4	8	65
	(1)												(1)
前年	10	3	4	7	7	6	4	5	3	5	4	7	65
						(1)						(1)	(2)

(注) 1 労働者死傷病報告による。 2 ()内は、死亡者数で内数である。

支部行事予定

(令和2年4月～令和2年6月)

正副支部長会議

時：4月9日 15:00
所：建設会館311

正副支部長・分会長会議

時：4月17日 15:00
所：中小企業会館4階

本部表彰選考委員会

時：5月14日 15:00
所：建設会館311

会計監査

時：5月15日 15:00
所：専務室

第1回理事会

時：5月21日 15:00
所：講堂

代議委員会

時：5月27日 15:00
所：講堂

運営委員会

時：6月11日 15:00
所：講堂

[木建]会計監査

時：6月16日 15:00
所：専務室

[木建]正副会長会議

時：6月18日 15:00
所：建設会館311

[木建]総会

時：6月25日 15:00
所：講堂

☆令和元年 死亡災害の概要☆

神奈川県労働局（令和2年2月末日現在）

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 13時頃	建築工事業 10名～29名	乗用車、バス、バイク 交通事故	解体工事現場に面した道路に駐車したトラックに乗り込もうとしたところ、後方から走行してきた乗用車に追突され、頭部及び胸部を強打したものの。
2	1月 13時頃	建築工事業 ～9名	はしご等 墜落、転落	個人住宅のベランダ改修工事において、地面からベランダに立て掛けられたはしご（脚立を広げたもの）でベランダ部材の取り外し作業を行っていた被災者が墜落したものの。
3	3月 16時頃	建築工事業 ～9名	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	防水工事を行うために屋上から脚立を使用して庇に降りる際、または、庇で作業中、7.9メートル下の地面に墜落したものの。
4	7月 14時頃	建築工事業 10名～29名	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	工場の屋根に設置されたルーフファン（煙突）を塗装中、スレート屋根を踏み抜いて約14メートル下のコンクリ床に墜落したものの。
5	7月 11時頃	土木工事業 10名～29名	地山、岩石 墜落、転落	林道拡幅工事で、林道脇の山林に登り立木を伐倒してチェーンソーを地面に置いた直後、斜面を林道まで約14メートル転落したものの。
6	8月 17時頃	土木工事業 100名～299名	高温・低温環境 高温・低温の物との接触	土地区画整理事業造成工事において、施工管理補助業務に従事していた派遣労働者が、帰宅で利用する最寄り駅構内で倒れているのを発見されたもの。当日は気温が30度を超えており、高温環境下で測量及び巡視作業を行っていた。病院で熱中症の診断を受け、8日後に死亡した。
7	8月 14時頃	建築工事業 ～9名	はしご等 転倒	マンション新築工事におけるバルコニーの型枠解体作業場所で、バルコニー天井の水切り地棒を撤去中、脚立に上がろうと踏み面の1段目に右足をかけた際に踏み外して脚立ごと倒れたもの。
8	9月 15時頃	建築工事業 ～9名	建築物、構築物 崩壊、倒壊	ビルのテナント退去後の原状回復工事で、テナント内のブロック塀（高さ1.8メートル×長さ2.8メートル、推定600キログラム）を倒して取り除くため、当該塀の下部を手工具を使い、はつり作業中、当該塀が作業側面に倒れて下敷きになったもの。
9	5月 0時頃	その他の 建設工事業 10名～29名	階段、栈橋 墜落、転落	朝、社屋の2階事務所に通じる外階段の最上部踊り場の5.5メートル下の地面に倒れていたもの。前日の夜に一人で帰社し、一度施錠して帰宅しかけたが何かの理由で戻った際、状況は不明だが当該踊り場の手すり（高さ1.1メートル）を越えて落ちたと推測される。
10	11月 11時頃	建築工事業 ～9名	はしご等 墜落、転落	個人住宅の雨樋の現状確認（リフォーム工事の見積もり作成前）のため営業職が1階屋根に梯子（脚立を開いたもの）を立てて2階屋根に上がろうとしたところ、梯子が倒れ、地面に墜落したものの。

☆令和2年 死亡災害の概要☆

神奈川県労働局（令和2年2月末日現在）

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 16時頃	土木工事業 50名～99名	基礎工事用機械 激突され	被災者は自社で杭打機の輸送時仕様への組立の補助に従事。運転手が杭打機のリーダー下部を接地固定させていたジャッキの解除操作をしたところ、長さ約2メートルのリーダー下部が、リーダー本体とのヒンジを支点に大きく揺れた。その瞬間に被災者が何らかの理由で揺れる範囲に立ち入ってきて、リーダー下部に激突されたもの。